



熊本県公報

号外 第31号
令和8年(2026年)
5月21日(木)
(毎週 火・金発行)

目次

登 載 依 頼

- 熊本県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則…………… (警察本部情報管理課) 1
- 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則…………… (警察本部警務課) 2

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第3号

熊本県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年5月21日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

熊本県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(令和3年熊本県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国家公安委員会」を「国家公安委員会」とし、「情報通信技術活用」という。)第11条及び」を削る。

第2条第1項第2号中「法令、法律、法律に基づく命令、条例」を「条例等 条例」に改め、同項第3号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第3条第8号及び」を削り、同項第4号中「情報通信技術活用法第3条第9号及び」を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 電子署名次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

(6) 電子証明書申請等をする者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

第2条第2項中「情報通信技術活用法及び情報通信技術活用規則」を「情報通信技術活用法」に改める。

第3条中「情報通信技術活用法第6条第1項及び」を削り、「規定する」の次に「規則で定める」を加える。

第4条の見出し中「を使用する方法により行う」を「による」に改め、同条第1項中「情報通信技術活用法第6条第1項又は」を削り、同条第4項及び第5項中「法令」を「条例等」に改める。

第5条第1項中「情報通信技術活用法第6条第6項及び」を削り、「申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある」に改める。

第6条中「情報通信技術活用法第7条第1項及び」を削り、「規定する」の次に「規則で定める」を加える。

第7条の見出し中「を使用する方法により行う」を「による」に改め、同条第1項中「情報通信技術活用法第7条第1項又は」を削る。

第8条中「情報通信技術活用法第7条第1項ただし書及び」を削り、「規定する」の次に「規則で定める」を加える。

第9条中「情報通信技術活用法第7条第5項及び」を削り、「処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある」を「規則で定める」に改める。

第10条中「情報通信技術活用法第8条第1項又は」を削る。

第11条中「情報通信技術活用法第9条第1項又は」を削る。

るもの
附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。

(1) 第2条の規定による改正後の放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第2条第4項

(2) 第3条の規定による改正後の熊本県暴力団排除条例第32条第5項の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則第15条第1項